

令和5年3月24日  
金融庁

## 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（16 暗号資産交換業者関係）の一部改正（案）につきまして、令和4年12月16日（金）に公表し、令和5年1月30日（月）まで、広く意見の募集を行いました。

その結果、10の個人及び団体からコメントを頂きました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙1を御覧ください。なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

### 【改正概要】

- ・ ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の各種トークンの暗号資産該当性に関する解釈の明確化
- ・ ビジネスモデルの多様化を踏まえた暗号資産交換業者への監督上の対応
- ・ 暗号資産交換業者の主要株主が他の事業者へ株主を譲渡することにより、暗号資産交換業者を売却・譲渡する場合等の、暗号資産交換業者への監督上の対応

具体的な内容については、別紙2を御参照ください。

改正後の事務ガイドラインについては、本日から適用いたします。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総合政策局 リスク分析総括課 フィンテック参事官室（内線 5290、2922）

（別紙1） コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙2） 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）の一部改正（新旧対照表）